

第123回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2017年6月23日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都港区芝浦
1丁目2番1号
シーバンスN館
当社東京本社2階会議室

議決権行使書提出期限

2017年6月22日（木曜日）
午後5時10分まで

目次

第123回定時株主総会招集ご通知 …… 1

提供書面

事業報告 …… 3

連結計算書類 …… 24

計算書類 …… 27

監査報告書 …… 30

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件 …… 33

第2号議案 定款一部変更の件 …… 34

第3号議案 取締役8名選任の件 …… 35

証券コード 8020

2017年6月2日

株 主 各 位

神戸市中央区伊藤町119番地

兼松株式会社

代表取締役社長 下 嶋 政 幸

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、

2017年6月22日（木曜日）午後5時10分までに到着

するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.	日 時	2017年6月23日（金曜日）午前10時
2.	場 所	東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館 当社東京本社2階会議室
3.	目的事項	報告事項 1. 第123期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第123期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類の内容 報告の件 決議事項 第1号議案 株式併合の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.kanematsu.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面および上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.kanematsu.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告 <2016年4月1日から2017年3月31日まで>

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期の世界経済は、米国においては堅調な内需を背景に景気が順調に拡大し、中国やアジア・新興国においても減速感はあるものの成長を維持いたしました。

わが国経済は、個人消費の低迷が続く中、政府の経済政策や日銀の金融政策の効果が下支えし、景気は緩やかながら回復基調で推移いたしました。が、欧州の政治リスクや米国の政策動向など海外情勢の懸念材料もあり、先行き不透明な状況が継続しております。

このような環境のもと、当社グループは創業130周年に向け更なる成長を実現するための5ヵ年の中期ビジョン「VISION-130」を掲げ取組みを推進しております。経営環境の変化等もあり、3期目にあたる当期中において目標を一部見直しいたしましたが、経営目標につきましては引き続き、「健全な財務体質の維持」と「収益基盤の拡大」の両立としております。当期の進捗は次のとおりです。

収益基盤の拡大につきましては、ICTソリューション分野において、子会社である兼松エレクトロニクス株式会社（以下「KEL」という。）が、実績ある仮想化ソリューションビジネスを幅広く展開、またKELグループ各社との融合による効率化とシナジーの追求を推進し、収益の拡大を図りました。モバイル分野においては、携帯電話販売代理店である子会社の兼松コミュニケーションズ株式会社に加え、新たに株式会社ダイヤモンドテレコムを当社グループに迎え、事業規模を拡大いたしました。今年4月1日付で両社は合併し、新生兼松コミュニケーションズとしてスタートしております。今後は経営の効率化を図るとともにシナジーを発揮し、収益拡大を目指して参ります。

また、宇宙分野では、昨今、小型衛星の打上げ需要が高まる中、小型衛星用ロケットの打上げおよび関連サービスを手がける米国ベクター社への戦略的投資を通じた業務提携について合意いたしました。食品分野においても、海外における日本食普及による清酒の輸出市場拡大に合わせ、日本の酒蔵と海外バイヤーを直接結ぶ越境ECサイト「SAKE NETWORK」を立ち上げ、清酒の輸出事業を開始するなど、収益基盤拡大に向けた取組みを推進いたしました。

健全な財務体質の維持につきましては、総資産が増加しましたが、利益剰余金の積上げ等により親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）も増加いたしました。その結果、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）は20.9%、ネット有利子負債資本倍率（ネットDER）は0.6倍と、その健全性を維持いたしました。

当期の業績につきましては、収益は、前期比72億5百万円（1.1%）増加の6,755億79百万円となりました。売上総利益は、前期比139億1百万円（16.1%）増加の1,001億39百万円となりました。営業活動に係る利益は、販売費及び一般管理費の増加やその他の収益・費用の悪化がありましたが、売上総利益の増加に伴い、前期比38億61百万円（20.6%）増加の226億33百万円となりました。また、金融費用の増加や持分法による投資損益の悪化等の結果、税引前利益は、前期比2億47百万円（1.4%）減少の178億75百万円となり、親会社の所有者に帰属する当期純利益は、前期比9億10百万円（10.2%）減少の80億49百万円となりました。

なお、当社グループは、当期より従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下「IFRS」という。）を適用しており、前期の数値もIFRSベースに組み替えて比較分析を行っております。

（事業セグメント別収益）

事業セグメント	金額	構成比	前期比増減率
電 子 ・ デ バ イ ス	百万円 254,280	% 37.6	% 8.2
食 料	227,764	33.7	2.3
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	131,201	19.4	△3.0
車 両 ・ 航 空	50,419	7.5	△21.0
そ の 他	11,914	1.8	1.8
合 計	675,579	100.0	1.1

（注）セグメント間の取引については相殺消去しております。

(事業セグメント別の業績)

電子・デバイス

ＩＣＴソリューション事業は、製造業向け取引を中心に好調に推移いたしました。また、モバイル事業は、年度後半の市況回復を受け堅調に推移いたしました。一方、半導体部品事業は苦戦いたしました。その結果、セグメント全体では増収増益となりました。

食 料

食品事業は、堅調に推移しました。また、畜産事業は、市況の回復を受け、前年度の落ち込みから回復いたしました。一方、食糧事業は、国内販売価格の下落により苦戦いたしました。その結果、セグメント全体では増収増益となりました。

鉄鋼・素材・プラント

エネルギー事業は、冬場の堅調な灯油・重油需要により順調に推移いたしました。プラント事業は、工作機械・産業機械関連取引が堅調に推移いたしました。一方、鉄鋼事業は、原油価格の低迷により主力の油井管事業が苦戦いたしました。その結果、セグメント全体では減収減益となりました。

車両・航空

車両・車載部品事業は、順調に推移しました。一方、航空・宇宙事業は、航空機部品取引が端境期のため低調な推移となりました。その結果、セグメント全体では減収減益となりました。

その他

その他の事業セグメントにおいては、増収増益となりました。

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、5カ年の中期ビジョン「VISION-130」の中で基本的な考え方として掲げている「健全な財務体質の維持」と「収益基盤の拡大」を図るべく、低コストで安定的な資金調達を基本方針として取り組んでおります。

当期につきましては、十分な規模の現金及び現金同等物の確保、および適正な負債資本バランスを維持しつつ、間接金融による資金調達を行って参りました。その結果、当期末におけるネット有利子負債残高は554億29百万円と、前期末に比べ66億16百万円増加いたしました。

また、当期は実施しておりませんが、普通社債の発行等による直接市場からの調達についても、適切なタイミング、コストでの実施を検討して参ります。

(4) 重要な事業の譲渡・譲受、吸収合併・吸収分割、他の会社の株式その他の持分または新株予約権などの取得・処分

兼松コミュニケーションズ株式会社および株式会社ダイヤモンドテレコム

当社の完全子会社である兼松コミュニケーションズ株式会社は、2017年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社ダイヤモンドテレコムを吸収合併いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社では引き続き、創業130周年を目指し、成長シナリオとして掲げた中期ビジョン「VISION-130」（2014年4月～2019年3月）の具現化に向け、各種施策を着実に実行して参ります。「VISION-130」では、経営基盤の充実に取り組んだうえで、強みとする事業領域の深化、「事業創造集団」としてあり続けることを通じ、目標達成による企業価値の向上を目指しております。

具体的には、以下に掲げる取組みを推進して参ります。

- 商社の原点、当社の基本理念に立ち返り、「トレーディングの重視」「効率経営の推進」「お取引先との共生・発展」といった基本方針を維持し、投資リスク管理の高度化やガバナンスの強化をはじめとする「経営基盤の充実」を最重要経営課題として推進して参ります。
- そのうえで、「グローバルバリューチェーンの構築」を通じて、トレーディングの付加価値の向上・横展開・深掘りを進め、「新技術・新商品の開拓」、積極的な事業投資・M&Aを融合した「新たな挑戦」に取り組む、収益基盤の拡大を図って参ります。
- 「ICTソリューション」「モバイル」「アジアの食市場」「北米シェール市場」「グローバル・モータリゼーション」「日系メーカー等の海外進出」などの強みを有する得意分野に注力し、事業の横展開・深掘りを進めて参ります。
- また、新機軸として、カメラ関連事業など「技術支援」や、食料分野における従来の輸入内売取引から輸出・三国間取引への展開など、新たな注力分野にも取り組んで参ります。

「VISION-130」の最終年度（2019年3月期）目標は次のとおりです。

【定量目標】 連結当期純利益※ 150億円（ROE 12%）

自己資本 1,200億円超

ネットDER 1.0倍未満

【定性目標】 連結配当性向25%を目処とし、安定的かつ継続的な配当の実施

（※）親会社の所有者に帰属する当期純利益

(6) 財産および損益の状況の推移

① 日本基準

区分	第120期 (2014年3月期)	第121期 (2015年3月期)	第122期 (2016年3月期)	第123期 (当連結会計年度) (2017年3月期)
売上高 (百万円)	1,114,539	1,117,096	1,062,822	—
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,799	11,470	9,391	—
1株当たり当期純利益 (円)	28.09	27.30	22.32	—
総資産 (百万円)	428,459	459,011	439,409	—
純資産 (百万円)	96,204	118,731	121,885	—

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 国際会計基準 (IFRS)

区分	第120期 (2014年3月期)	第121期 (2015年3月期)	第122期 (2016年3月期)	第123期 (当連結会計年度) (2017年3月期)
収益 (百万円)	—	704,211	668,374	675,579
親会社の所有者に帰属する 当期純利益 (百万円)	—	10,546	8,959	8,049
基本的1株当たり 当期純利益 (円)	—	25.10	21.29	19.13
資産合計 (百万円)	—	466,314	443,592	479,717
資本合計 (百万円)	—	119,015	120,706	129,863
売上高 (百万円)	—	1,108,230	1,056,230	1,100,254

- (注) 1. 第123期（当期）より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第121期および第122期の国際会計基準（IFRS）に準拠した諸数値を記載しております。
2. 「基本的1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 売上高は、日本の総合商社で一般的に用いられる指標であり、当社グループが当事者として行った取引額および当社グループが代理人として関与した取引額の合計であります。当該売上高はIFRSに基づく収益と同義ではなく、代替されるものでもありません。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
兼 松 エレクトロニクス株式会社	百万円 9,031	% 58.21	ITシステム製品・ソフトウェアの開発・販売 および保守サービス
兼松コミュニケーションズ株式会社	百万円 1,425	100.00	移動体通信関連・ネットワーク関連機器の 販売およびサービス
兼 松 サ ス テ ッ ク 株 式 会 社	百万円 3,325	52.83	セキュリティ機器の販売・ジオテック (地盤改良)・木材加工・石油製品事業
株式会社ダイヤモンドテレコム	百万円 1,501	100.00	移動体通信関連・ネットワーク関連機器の 販売およびサービス
兼 松 ト レ ー ディ ン グ 株 式 会 社	百万円 260	100.00	一般鋼材・建築用資材の販売
株 式 会 社 兼 松 ケ ー ジ ー ケ イ	百万円 706	97.84	工作機械・産業機械の販売
兼 松 ペ ト ロ 株 式 会 社	百万円 1,000	100.00	石油製品・液化石油ガスの販売
新 東 亜 交 易 株 式 会 社	百万円 500	100.00	飲料自動販売機事業・航空機用エンジン・ 飼料原料等の輸出入および販売
Kanematsu U S A I n c .	千米ドル 100,000	100.00	商品の輸出入および販売
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.	千香港ドル 1,447,427	100.00	商品の輸出入および販売

- (注) 1. 出資比率には、当社および当社の子会社が有する出資比率の合計を記載しております。
2. 2016年10月1日付で、当社の連結子会社である兼松日産農林株式会社は、商号を兼松サステック株式会社に変更しております。

(8) 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

当社グループは、国内外のネットワークと各事業分野で培ってきた専門性と、商取引、情報収集、市場開拓、事業開発・組成、リスクマネジメント、物流などの商社機能を有機的に結合して、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い分野で、多種多様な商品・サービスを提供することによって、お取引先との信頼関係を深め、共に事業創造を追求していく「事業創造集団」として事業を展開しております。

(9) 主要な事業所 (2017年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

国 内：神戸本店（神戸市中央区）、東京本社（東京都港区）、大阪支社（大阪市中央区）

海 外：マニラ支店

② 主要な子会社の事業所

国 内：兼松エレクトロニクス株式会社（東京都中央区）

兼松コミュニケーションズ株式会社（東京都渋谷区）

兼松サステック株式会社（東京都中央区）

株式会社ダイヤモンドテレコム（東京都中央区）

兼松トレーディング株式会社（東京都中央区）

株式会社兼松ケージーケイ（東京都練馬区）

兼松ペトロ株式会社（東京都千代田区）

新東亜交易株式会社（東京都千代田区）

海 外：Kanematsu USA Inc.（米国）

Kanematsu (Hong Kong) Ltd.（香港）

(10) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
電 子 ・ デ バ イ ス	人 4,096	人 796
食 料	715	19
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	1,008	48
車 両 ・ 航 空	232	4
そ の 他	270	△18
全 社 (共 通)	406	46
合 計	6,727	895

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。

(11) 主要な借入先 (2017年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	百万円 26,064
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	15,108
農 林 中 央 金 庫	11,870
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	12,355
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	12,794

(12) その他の重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,016,653,604株

(2) 発行済株式総数 422,501,010株 (自己株式1,245,799株を含む)

(3) 株主数 24,306名

(4) 大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 19,455	% 4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,705	4.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,298	2.91
三井住友海上火災保険株式会社	11,613	2.75
東京海上日動火災保険株式会社	11,612	2.75
農林中央金庫	11,460	2.72
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	8,384	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	7,709	1.83
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	5,944	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	5,696	1.35

(注) 持株比率は自己株式（1,245,799株）を控除して計算しております。

3 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2017年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	下 嶋 政 幸	
代表取締役副社長	長 谷 川 理 雄	職能統括、監査室担当
取 締 役	郡 司 高 志	鉄鋼・素材・プラント部門長、人事総務担当、大阪支社長、 名古屋支店長 カネヨウ株式会社 取締役
取 締 役	谷 川 薫	電子・デバイス部門長、企画担当 兼松エレクトロニクス株式会社 取締役
取 締 役	作 山 信 好	財務、主計、営業経理、法務コンプライアンス担当 兼松エレクトロニクス株式会社 取締役 カネヨウ株式会社 監査役
取 締 役	平 井 豊	
取 締 役	片 山 誠 一	神戸大学名誉教授、愛知学院大学客員教授
監 査 役 (常 勤)	梨 本 文 彦	
監 査 役 (常 勤)	小 川 莊 平	カネヨウ株式会社 監査役
監 査 役	山 田 洋 之 助	弁護士 三菱倉庫株式会社 監査役、三洋貿易株式会社 取締役、 アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員
監 査 役	宮 地 主	公認会計士

- (注) 1. 取締役 平井 豊氏および片山誠一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小川莊平氏、山田洋之助氏および宮地 主氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の財務および会計に関する知見は以下のとおりであります。
- ・監査役 梨本文彦氏は、国内子会社における代表者として、長年の会社経営の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 小川莊平氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 宮地 主氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役 平井 豊氏および片山誠一氏、社外監査役 山田洋之助氏および宮地 主氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。2017年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
※ 社長	下 嶋 政 幸	
※ 副社長執行役員	長 谷 川 理 雄	職能統括、監査室担当
※ 専務執行役員	郡 司 高 志	鉄鋼・素材・プラント部門長、人事総務担当、大阪支社長、名古屋支店長
※ 専務執行役員	谷 川 薫	電子・デバイス部門長、企画担当
常務執行役員	金 子 哲 哉	IT企画、運輸保険担当
常務執行役員	宮 部 佳 也	車両・航空部門長
※ 常務執行役員	作 山 信 好	財務、主計、営業経理、法務コンプライアンス担当
常務執行役員	柴 田 和 男	審査担当
執行役員	菅 栄 治	鉄鋼・素材・プラント部門副部門長
執行役員	森 田 克 己	Kanematsu USA Inc.社長
執行役員	濱 崎 雅 幸	食糧部門長、穀物・飼料部長
執行役員	平 澤 裕 康	食品部門長
執行役員	原 田 雅 弘	電子・デバイス部門副部門長

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役である平井 豊氏および片山誠一氏、監査役である梨本文彦氏、社外監査役である小川莊平氏、山田洋之助氏および宮地 主氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち、社外取締役)	7人 (2人)	210百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	4人 (3人)	68百万円 (41百万円)
計	11人	279百万円

(注) 株主総会決議による取締役の報酬額は年額3億円以内(うち社外取締役の報酬額は年額30百万円以内)、監査役の報酬額は年額84百万円以内であります。

(2015年6月24日 第121回定時株主総会決議)

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役 小川荘平氏は、カネヨウ株式会社の社外監査役であります。当社とカネヨウ株式会社との間に重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役 山田洋之助氏は、三菱倉庫株式会社の社外監査役、三洋貿易株式会社の社外取締役およびアクティビア・プロパティーズ投資法人の監督役員であります。当社と三菱倉庫株式会社、三洋貿易株式会社およびアクティビア・プロパティーズ投資法人との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取 締 役	平 井 豊	18回中 18回	—	長年にわたるビジネス経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	片 山 誠 一	18回中 17回	—	経済学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	小 川 荘 平	18回中 18回	15回中 15回	金融機関での豊富な内部管理実務経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	山 田 洋 之 助	18回中 17回	15回中 14回	弁護士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	宮 地 主	18回中 18回	15回中 15回	公認会計士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) PwCあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、2016年7月1日をもってPwCあらた有限責任監査法人となっております。

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬の額	147百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	392百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の金額を含めております。
2. 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外拠点の税務申告等に伴う合意された手続き業務に係る報酬等が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、Kanematsu USA Inc.、Kanematsu (Hong Kong) Ltd.は、PwCあらた有限責任監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。（最終改訂 2015年4月27日）

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定める。

当社では、「企業理念」に以下「われらの信条」を定め、経営の拠り所としている。

＜われらの信条＞

- ① 伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
- ② 会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
- ③ 組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

また、「兼松行動基準」を定め、日常における業務の指針としている。

会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の法令遵守の重要性に鑑み、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ② コンプライアンスハンドブックを整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底する。

- ③ 内部統制・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入し、「ホットライン運用規程」を制定する。
- ④ 法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、コンプライアンスハンドブックに明記し、周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「取締役会規定」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ② 「文書保管保存細則」において、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存および廃棄に関する基準を定め、文書を保管する。
- ③ 当該「文書保管保存細則」を制定し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等、業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規定」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定や施行細則、「業務のしおり」を策定、研修などを通じて周知徹底を図る。
- ② 必要に応じ社内横断的な委員会等を設置し、リスクのコントロールを行う。
- ③ 当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、社内横断組織として、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ④ ビジネスリスクの極小化のために、「職務権限規定」に基づいた社内稟議体制を構築し、主要な投融資については「案件審議会」を設け、各種リスクの見地から総合的に検討する。
- ⑤ 自然災害など重大事態発生時の業務に関する危機リスクについて規程および行動指針を策定し、適切な管理体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規定」を定め、定例取締役会を原則1カ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ② 経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当する。
- ③ 意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役会長および社長を含む執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。経営会議には、社外取締役および監査役も出席する。
- ④ 会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役、執行役員および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定する。
- ⑤ 重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規定」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「案件審議会」を設置する。案件審議会には、監査役も出席する。
- ⑥ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑦ 会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「監査規定」を定め、各部門および子会社を対象として、監査室による内部監査を実施する。

(5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規定に定める「関係会社運営に関する職務権限明細」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。また、関連会社については、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、経営上の重要事項等に関し、原則として事前に社内承認を得る体制とする。

- ② 年に数回、適宜、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③ 当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について、内部監査を実施する。
- ④ 当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤ 当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥ 当社は、当社グループを対象とする「コンプライアンスハンドブック」を整備し、その役職員に周知徹底する。また、当社内部統制・コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

(6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務遂行を補助する体制を確保する。

(7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。
- ② 内部統制・コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1カ月に1度以上、重要事項については都度、報告する。

- ③ 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④ 監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- ⑤ 監査役は、定期的に当社グループの監査役が出席するグループ会社監査役連絡会を開催し、当社グループの監査役間における情報共有を図る。
- ⑥ 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。
- ② 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。
- ③ 監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④ 当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

以 上

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づいて内部統制システムを整備しており、当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

・コンプライアンスおよびリスク管理の状況

代表取締役社長から役職員に向けて、企業倫理の確立やコンプライアンスの重要性について繰り返し発信するとともに、階層別のコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に継続的に取り組みました。

社内ルールの見直しにも引き続き取り組み、一層の効率性と実効性のある業務統制を図るべく「重要事実の管理およびインサイダー取引規制に関する規程」「リスク管理規程」「審査規程」などを改定いたしました。

また、社内ルールに即した業務管理の実施状況を営業部各課が自ら確認する自己点検を実施いたしました。

内部統制・コンプライアンス委員会は計3回開催し、当社および当社子会社における内部統制システムの整備・運用・評価・改善などについて、リスクの総合的評価の観点から協議いたしました。

また、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まる関係会社社長会を2回、それらの管理部門の担当役員・部長等が集まるグループ職能連絡会を1回開催し、当社グループ全体の経営・内部統制に関する課題や情報を共有いたしました。

・取締役等の職務遂行の状況

2016年4月1日付にて、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、その過半数を社外取締役で構成する「指名委員会」および「報酬委員会」を設置いたしました。

取締役会は、原則として月に1回、計18回開催し、経営戦略、中期ビジョン、コーポレート・ガバナンスなど、子会社も含めた経営課題、業務執行について議論し、意思決定を行いました。

経営会議は、原則として月に2回、計26回開催し、業務遂行の指揮、指導にあたりました。

また、案件審議会は、原則として月に2回、計21回開催し、投融資をはじめとする重要案件について全社の立場で審議いたしました。

子会社の経営については、主管部門を定め、重要な事項について事前申請の承認や報告徴求を行いました。

- ・ 監査役監査の実効性確保

監査役は、代表取締役その他の取締役および従業員から適宜業務執行についての報告を受けるとともに、すべての取締役会、経営会議のほか、重要な会議・委員会に出席し、取締役の職務執行を監査いたしました。

また、グループ会社監査役会議の開催や個別の面談を通じ、グループ会社の監査役等と情報共有を行いました。

内部監査部門である監査室は、監査役と定期的な会合をもち、子会社監査を含めた監査計画の説明、実施状況の報告など緊密な連携を保ち、内部監査の実効性の確保を図りました。

また、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査計画および実施状況、当社の業績や財政状態に影響を与える事項、ならびに当社監査に関する課題についての意見交換を実施することで情報の共有を図りました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、将来の成長投資の為に適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えております。また、配当につきましても、中期ビジョン「VISION-130」において、連結配当性向25%を目処とし、安定的かつ継続的に実施することを目標に掲げております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり3円とさせていただきました。既に中間期末において、3円の間配当を実施していることから、年間配当金は1株当たり6円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	371,329
現金及び現金同等物	77,566
営業債権及びその他の債権	191,193
棚卸資産	80,662
その他の金融資産	3,705
その他の流動資産	18,200
非流動資産	108,388
有形固定資産	26,858
のれん	6,304
無形資産	20,935
持分法で会計処理されている投資	4,885
営業債権及びその他の債権	1,169
その他の投資	34,112
その他の金融資産	5,295
繰延税金資産	5,018
その他の非流動資産	3,807
資産合計	479,717

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	265,455
営業債務及びその他の債務	165,011
社債及び借入金	64,643
その他の金融負債	5,255
未払法人税等	4,226
引当金	28
その他の流動負債	26,291
非流動負債	84,398
社債及び借入金	69,201
その他の金融負債	6,118
退職給付に係る負債	6,641
引当金	1,397
繰延税金負債	424
その他の非流動負債	614
負債合計	349,854
(資本の部)	
資本	
資本金	27,781
資本剰余金	26,797
利益剰余金	34,579
自己株式	△217
その他の資本の構成要素	11,416
在外営業活動体の換算差額	2,349
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	9,455
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△388
親会社の所有者に帰属する持分合計	100,357
非支配持分	29,506
資本合計	129,863
負債及び資本合計	479,717

連結損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
収益		675,579
原価		△575,440
売上総利益		100,139
販売費及び一般管理費		△76,163
その他の収益・費用		
固定資産除売却損益	384	
固定資産減損損失	△866	
その他の収益	1,400	
その他の費用	△2,261	△1,343
営業活動に係る利益		22,633
金融収益		
受取利息	421	
受取配当金	1,116	1,537
金融費用		
支払利息	△2,304	
その他の金融費用	△2,000	△4,304
持分法による投資損益		△1,990
税引前利益		17,875
法人所得税費用		△7,589
当期純利益		10,286
当期純利益の帰属：		
親会社の所有者		8,049
非支配持分		2,237

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資本	
資本金	
期首残高	27,781
期末残高	27,781
資本剰余金	
期首残高	26,463
自己株式の処分	3
非支配株主との資本取引	4
その他の増減	326
期末残高	26,797
利益剰余金	
期首残高	29,103
配当金	△2,314
親会社の所有者に帰属する当期純利益	8,049
その他の資本の構成要素からの振替額	△259
期末残高	34,579
その他の資本の構成要素	
期首残高	8,486
在外営業活動体の換算差額	△562
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,613
キャッシュ・フロー・ヘッジ	1,004
確定給付制度の再測定	△384
利益剰余金への振替額	259
期末残高	11,416
自己株式	
期首残高	△235
自己株式の取得	△5
自己株式の処分	22
期末残高	△217
親会社の所有者に帰属する持分合計	100,357
非支配持分	
期首残高	29,107
非支配持分に対する配当金支払額	△1,324
非支配持分との資本取引	△36
その他の増減	△484
非支配持分に帰属する当期純利益	2,237
その他の資本の構成要素	6
在外営業活動体の換算差額	△178
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	82
キャッシュ・フロー・ヘッジ	1
確定給付制度の再測定	100
期末残高	29,506
資本合計	129,863

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	155,596
現金及び預金	15,252
受取手形	2,908
売掛金	63,270
有価証券	34
たな卸資産	34,092
前渡金	7,258
前払費用	838
繰延税金資産	521
短期貸付金	10
関係会社短期貸付金	21,862
未収入金	4,890
デリバティブ債権	1,240
その他	3,420
貸倒引当金	△4
固定資産	118,792
有形固定資産	4,163
建物	412
構築物	3
機械及び装置	265
車両運搬具	20
工具、器具及び備品	112
土地	2,974
リース資産	374
無形固定資産	409
ソフトウェア	281
電話加入権	7
その他	120
投資その他の資産	114,220
投資有価証券	16,835
関係会社株式	83,301
関係会社社債	1,000
出資金	1,777
関係会社出資金	3,768
長期貸付金	1,396
従業員に対する長期貸付金	18
関係会社長期貸付金	12,474
固定化営業債権	168
長期前払費用	138
繰延税金資産	1,111
その他	1,516
貸倒引当金	△9,288
繰延資産	54
社債発行費	54
資産合計	274,443

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	124,285
支払手形	1,262
輸入荷為替手形	34,076
買掛金	28,686
短期借入金	30,726
リース債務	114
未払金	7,437
未払費用	194
未払法人税等	1,051
前受金	8,822
預り金	10,796
前受収益	16
デリバティブ債務	961
その他	138
固定負債	64,953
社債	10,000
長期借入金	52,907
リース債務	301
退職給付引当金	474
関係会社事業損失引当金	925
資産除去債務	170
その他	174
負債合計	189,238
(純資産の部)	
株主資本	81,126
資本金	27,781
資本剰余金	26,887
資本準備金	26,887
その他資本剰余金	0
利益剰余金	26,630
利益準備金	131
その他利益剰余金	26,498
別途積立金	1,836
繰越利益剰余金	24,662
自己株式	△172
評価・換算差額等	4,077
その他有価証券評価差額金	3,888
繰延ヘッジ損益	189
純資産合計	85,204
負債純資産合計	274,443

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		411,436
売上原価		394,875
売上総利益		16,560
販売費及び一般管理費		13,610
営業利益		2,949
営業外収益		
受取利息	614	
受取配当金	6,806	
その他	537	7,957
営業外費用		
支払利息	1,906	
為替差損	553	
その他	532	2,992
経常利益		7,915
特別利益		
有形固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	117	
関係会社整理益	0	121
特別損失		
固定資産処分損	4	
減損損失	132	
投資有価証券売却損	431	
投資有価証券評価損	1,075	
関係会社貸倒及び事業損失引当金繰入額	39	1,681
税引前当期純利益		6,355
法人税、住民税及び事業税	△806	
法人税等調整額	1,432	625
当期純利益		5,730

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	21,249	23,217	△167	77,718
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△2,317	△2,317		△2,317
当 期 純 利 益							5,730	5,730		5,730
自 己 株 式 の 取 得									△5	△5
自 己 株 式 の 処 分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	0	－	－	3,413	3,413	△5	3,408
当 期 末 残 高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	24,662	26,630	△172	81,126

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,625	△541	2,084	79,803
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,317
当 期 純 利 益				5,730
自 己 株 式 の 取 得				△5
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,262	731	1,993	1,993
当 期 変 動 額 合 計	1,262	731	1,993	5,401
当 期 末 残 高	3,888	189	4,077	85,204

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月18日

兼松株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 矢 野 貴 詳 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兼松株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、兼松株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月18日

兼松株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢 野 貴 詳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月22日

兼松株式会社 監査役会

常勤監査役	梨 本 文 彦	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	小 川 莊 平	Ⓔ
社外監査役	山 田 洋之助	Ⓔ
社外監査役	宮 地 主	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式5株につき1株の割合で併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

3. 株式併合の効力発生日

2017年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

200,000,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案 定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数は5分の1に減少することとなりますが、実施前後での純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は5倍となります。このため株式市況などその他の変動要因を除き、ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおりに改めたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 第1号議案 株式併合の件が承認可決されることを条件とし、当社発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第6条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。
- (2) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。
- (3) 本定款の一部変更の効力は、第1号議案 株式併合の件が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である2017年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

2. 現行定款および変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,016,653,604株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第36条（条文省略） （新設）	第8条～第36条（現行どおり） 附則 <u>本定款第6条および第7条の変更は、2017年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は2017年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会の監督機能強化のため社外取締役に1名増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1	しも じま まさ ゆき 下 嶋 政 幸 (1951年8月6日) 所有する当社株式の数 117,000株	1974年4月 当社入社 1995年7月 兼松米国会社副社長就任 2000年7月 当社IT統括室長 2002年6月 兼松米国会社取締役社長就任 2006年6月 当社取締役就任 2009年6月 常務取締役就任 2010年4月 代表取締役社長就任 現在に至る
【取締役候補者とした理由】 下嶋政幸氏は、2010年以降当社の代表取締役社長を務め、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を担っており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化にリーダーシップの発揮が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	たに がわ かおる 谷 川 薫 (1958年9月24日) 所有する当社株式の数 52,000株	1981年4月 当社入社 2004年7月 兼松米国会社サマセット支店長 2008年1月 当社情報・産業電子部長 2010年6月 兼松コミュニケーションズ株式会社に出向 同社取締役就任 2011年4月 当社企画部長 2013年6月 取締役就任 2014年6月 執行役員制度拡充に伴い取締役退任 常務執行役員就任 2015年6月 取締役 専務執行役員就任 現在に至る (現担当業務) 電子・デバイス部門長、企画担当 (重要な兼職の状況) 兼松エレクトロニクス株式会社 取締役
【取締役候補者とした理由】 谷川 薫氏は、入社以来主に電子・デバイス事業に従事し、当社企画部長を経て、2013年に取締役就任、電子・デバイス部門、企画を担当し、事業の拡大および経営戦略の策定に尽力しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
3	は せ がわ まさ お 長谷川 理雄 (1955年4月20日) 所有する当社株式の数 21,000株	1979年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 2004年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 資産運用業務部長 2005年5月 オランダ東京三菱銀行（現MUFGバンク（ヨーロッパ）） 頭取就任 2008年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員就任 オランダ三菱東京UFJ銀行（現MUFGバンク（ヨーロッパ）） 頭取 2008年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 総合リスク管理部長 2010年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 代表取締役常務就任 2012年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 代表取締役副社長就任 2014年6月 同社代表取締役副社長退任 当社代表取締役 副社長執行役員就任 現在に至る (現担当業務) 職能統括、監査室担当
【取締役候補者とした理由】 長谷川理雄氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの代表取締役常務としてチーフリスクオフィサーを務めるなど、総合的なリスク管理に精通し、豊富な経験と実績を有しております。また、2014年に当社の代表取締役副社長就任後も、当社のガバナンス体制の強化等に尽力しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	ぐん じ たか し 郡 司 高 志 (1958年7月20日) 所有する当社株式の数 67,000株	1982年4月 当社入社 1998年4月 兼松イラン会社取締役社長就任 2005年6月 当社鉄鋼貿易部長 2010年2月 鉄鋼貿易部長 兼 鉄鋼統括室長 2010年4月 執行役員就任 2010年6月 取締役就任 2013年6月 常務取締役就任 2014年6月 取締役 専務執行役員就任 現在に至る (現担当業務) 鉄鋼・素材・プラント部門長、人事総務担当、 大阪支社長、名古屋支店長 (重要な兼職の状況) カネヨウ株式会社 取締役
【取締役候補者とした理由】 郡司高志氏は、入社以来主に鉄鋼事業に従事し、海外現地法人社長を経て、2010年に取締役就任、鉄鋼・素材・プラント部門、人事総務を担当し、収益基盤の強化および人材の育成に尽力しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

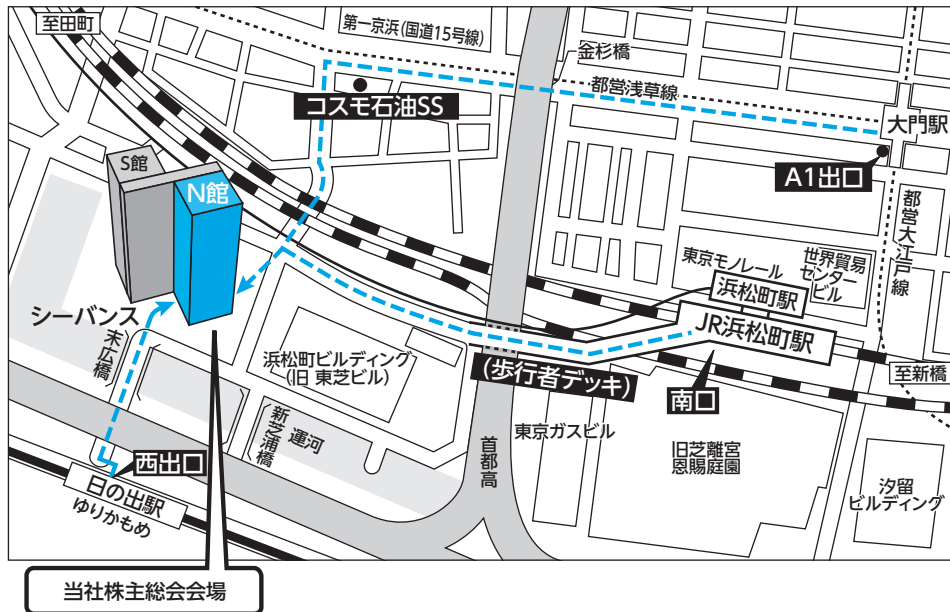
候補者番号	氏 名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
5	つた の てつ ろう 薦 野 哲 郎 （1969年4月3日） 所有する当社株式の数 38,000株 新任	1992年4月 当社入社 2007年8月 主計部財経管理課長 2012年4月 財務部資金課長 2013年4月 財務部長 現在に至る （現担当業務） 財務部長
【取締役候補者とした理由】 薦野哲郎氏は、入社以来財務・主計に従事し、当社の健全な財務体質の強化に尽力してきました。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
6	ひら い ゆたか 平 井 豊 （1945年11月11日） 所有する当社株式の数 0株 社外取締役候補者 独立役員	1970年4月 大福機工株式会社（現株式会社ダイフク）入社 2001年6月 株式会社ダイフク取締役就任 2003年4月 同社常務取締役就任 2004年4月 同社代表取締役専務就任 2006年4月 同社代表取締役副社長就任 2011年6月 当社監査役就任 2014年6月 取締役就任 現在に至る
【社外取締役候補者とした理由】 平井 豊氏は、株式会社ダイフクの代表取締役副社長を務めるなど、長年にわたるビジネス経験と幅広い見識をもとに当社の社外取締役として、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
7	かた やま せい いち 片 山 誠 一 （1943年4月18日） 所有する当社株式の数 0株 社外取締役候補者 独立役員	1971年4月 神戸商科大学助手 1980年9月 エバーグリーン州立大学客員教授 1987年4月 神戸商科大学教授 1993年12月 神戸大学経済経営研究所教授 2000年4月 同経済経営研究所所長 2007年4月 同名誉教授 現在に至る 愛知学院大学商学部教授 2013年4月 同経済学部教授 2014年4月 同経済学部客員教授 2015年6月 当社取締役就任 現在に至る 2017年4月 愛知学院大学特任研究員 現在に至る （重要な兼職の状況） 神戸大学名誉教授
【社外取締役候補者とした理由】 片山誠一氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、経済学を専門とする大学教授であり、当社の社外取締役として、企業経営についての幅広い知識と高い見識をもとに経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
8	やしま つとむ 矢島 勉 (1949年4月7日) 所有する当社株式の数 0株 新任 社外取締役候補者 独立役員	1973年 4 月 川崎製鉄株式会社（現 J F E スチール株式会社）入社 2001年 7 月 同社理事 営業総括部長 2003年 4 月 川鉄商事株式会社（現 J F E 商事株式会社）理事 鉄鋼・テールアルメ総括部長 2003年 6 月 同社執行役員就任 2004年 6 月 同社取締役常務執行役員就任 2004年10月 J F E 商事株式会社 取締役常務執行役員就任 2005年 4 月 J F E スチール株式会社 常務執行役員就任 2008年 4 月 同社専務執行役員就任 2010年 4 月 同社代表取締役副社長就任 2012年 4 月 J F E 商事株式会社 代表取締役副社長就任 2013年 4 月 同社代表取締役社長（C E O）就任 2016年 4 月 同社相談役 現在に至る
	【社外取締役候補者とした理由】 矢島 勉氏は、J F E スチール株式会社の代表取締役副社長、J F E 商事株式会社の代表取締役社長を務めるなど、企業経営における豊富な経験と高い見識を有していることから、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただくため、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平井 豊氏、片山誠一氏および矢島 勉氏は社外取締役候補者であります。
3. 平井 豊氏の監査役としての在任期間は3年であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。また、片山誠一氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- (1) 当社と平井 豊氏および片山誠一氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- (2) 当社と矢島 勉氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 平井 豊氏および片山誠一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
- また、矢島 勉氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

第123回定時株主総会会場ご案内



会場：東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館
兼松株式会社 東京本社2階会議室
電話 03-5440-8111

交通機関

JR・モノレール「浜松町駅」南口より徒歩約10分（歩行者デッキ経由）
都営地下鉄「大門駅」A1出口より徒歩約15分
ゆりかもめ「日の出駅」西出口より徒歩約5分

●車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。